

社団法人都市住宅学会関東支部・2011年度総会

日時：2011年4月25日(月) 16:00～16:30

場所：千代田区富士見 2-7-2

ステージビルディング 7F

議 事 次 第

1 開 会

2 関東支部長挨拶

3 審議事項

第1号議案 2010年度事業報告(案)について

第2号議案 2010年度収支決算(案)について

第3号議案 2011年度事業計画(案)について

第4号議案 2011年度収支予算(案)について

4 その他事項

5 閉 会

2010 年度事業報告（案）

（2010 年 4 月 1 日より 2011 年 3 月 31 日まで）

1. 会員総数（2011年3月31日現在）：685名（うち権利停止者31名）

2. 総会開催

2010年度総会を次の通り開催した。

日時：2010年4月23日（金） 14:30～15:00

場所：FUJIMI WEST 1階 101&102 会議室（東京都千代田区富士見 2-14-36）

議事事項：

第1号議案 2009年度事業報告（案）について

第2号議案 2009年度収支決算（案）について

第3号議案 2010年度事業計画（案）について

第4号議案 2010年度収支予算（案）について

第5号議案 2010・2011年度関東支部役員について

3. 常議員会開催

(1) 第1回常議員会 2010年4月09日（金）

(2) 第2回常議員会 2010年7月15日（木）

(3) 第3回常議員会 2010年10月12日（火）

(4) 第4回常議員会 2011年01月19日（水）

4. 講演会等の開催

- (1) 「急拡大する中国不動産市場と開発事業戦略」

日時：2010年4月23日（金） 14:30～15:00

場所：FUJIMI WEST 1階101&102会議室（東京都千代田区富士見2-14-36）

講演者：徳永 貴史氏（丸紅株式会社海外不動産開発第一課課長）

参加者：67 名

- (2) 「2050 年の東京の居住を考える」

日時：2010年11月28日（日） 15:15～17:15

場所：東京大学本郷キャンパス工学部14号館 141講義室

モデレーター：小泉 秀樹（東京大学大学院工学系研究科 准教授）

発表者：大方 潤一郎（東京大学大学院工学系研究科 教授）

高見 淳史（東京大学大学院工学系研究科 助教）

大月 敏雄（東京大学大学院工学系研究科 准教授）

コメンテーター：清水 千弘（麗澤大学経済学部 教授）

第1号議案

森反 章夫（東京経済大学現代法学部 教授）

5. 学際的学術研究

- (1) コミュニティ住宅事業研究小委員会
- (2) 高齢社会におけるソフト研究会
- (3) 仮設市街地研究小委員会

6. 第7回学生（卒業論文・修士論文）論文コンテスト開催

日時：2011年3月04日（金） 14：00～18：00

場所：東京工業大学（大岡山キャンパス）

応募数：卒業論文4編、修士論文5編

受賞作：卒業論文 最優秀賞1編、優秀賞1編

：修士論文 最優秀賞1編、優秀賞1編

参加者：のべ20名

7. 第15回交流研究会「ベトナム都市住宅事情視察調査」

期間： 2010年11月12日（金）から11月16日（火） 4泊5日間

訪問先： ハロン湾、ハノイ他

参加者：15名

8. 見学会「都市住宅学会関東支部見学会 塔の家」

日時：2011年3月2日（水）15:00～

場所：塔の家

参加者：16名

第2号議案

2010年度社団法人都市住宅学会関東支部・収支決算書(案)

2010年4月1日から2011年3月31日まで

【収入の部】

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	予算－決算	摘要
支部交付金	1,168,342	1,168,342	0	
受取利息	0	282	△ 282	
雑収入	50,000	1,000,000	△ 950,000	
当期収入合計(A)	1,218,342	2,168,624	△ 950,282	
前期繰越金	692,127	692,127	0	
収入合計(B)	1,910,469	2,860,751	△ 950,282	

【支出の部】

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	予算－決算	摘要
給与・賃金	500,000	500,000	0	
研究会費	360,000	335,230	24,770	
会議費	60,000	65,540	△ 5,540	
通信・連絡費	20,000	860	19,140	
消耗品費	0	0	0	
印刷製本費	0	0	0	
交流研究会費	200,000	105,760	94,240	
シンポジウム費	200,000	828,184	△ 628,184	
雑費	10,000	7,134	2,866	
当期支出合計(C)	1,350,000	1,842,708	△ 492,708	
当期収支差額(A)－(C)	△ 131,658	325,916	△ 457,574	
次期繰越金(B)－(C)	560,469	1,018,043	△ 457,574	

◆2010年度都市住宅学会関東支部決算報告の監査結果について◆

社団法人都市住宅学会関東支部支部規則第7条、第4項に基づき、
2010年度都市住宅学会関東支部決算報告関係書類を監査した結果、支障ないことを報告します。

2011年4月18日

社団法人 都市住宅学会 関東支部

会計監査

杉本 茂

会計監査

中城 康彦



社団法人都市住宅学会関東支部・貸借対照表(案)

2011年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	1,018,043		
仮払金	0		
流動資産合計	1,018,043	1,018,043	
2 固定資産			
支部研究基金	2,015,581		
固定資産合計	2,015,581	2,015,581	
資産合計	3,033,624		3,033,624
II 負債の部			
1 流動負債			
流動負債合計	0	0	
負債合計	0		0
III 正味財産の部			
正味財産	3,033,624		3,033,624
(うち当期正味財産増加額)	(327,637)		(327,637)
負債及び正味財産合計	3,033,624		3,033,624

正味財産増減計算書
2010年4月1日から2011年3月31日まで
(単位:円)

科目		
I 増加の部		
1資産増加額		
当期収支差額	325,916	
棚卸資産増加額		
運営基金増加額	1,451	
2負債減少額		
増加額合計	327,367	
II 減少の部		
1資産減少額		
当期収支差額		
棚卸資産減少額		
運営基金減少額		
2負債増加額		
減少額合計	0	
当期正味財産増加額	327,367	
前期繰越正味財産額	2,706,257	
期末正味財産合計額	3,033,624	

財 産 目 録

2011年3月31日現在

(単位:円)

科目		
Ⅰ 資産の部		
1流動資産		
現金		2,151
普通預金	三菱東京UFJ銀行麹町支店	1,015,892
前払金		
流動資産合計		1,018,043
2固定資産		
基本財産		
保証金		
運営基金	三菱東京UFJ銀行麹町支店	2,015,581
固定資産合計		2,015,581
資産合計		3,033,624
Ⅱ 負債の部		
1流動負債		
未払金		
前受金		
預かり金		
仮受金		
流動負債合計		0
負債合計		0
正味財産		3,033,624

2011年度事業計画(案)

1. 学際的学術研究の推進

研究小委員会の設置等により、学際的学術研究を推進する。

- 1) コミュニティ住宅事業研究小委員会
- 2) 高齢社会におけるソフト研究小委員会
- 3) 仮設市街地研究小委員会

2. シンポジウム、セミナー、交流研究会等の開催

支部会員の交流を通じ、学際的学術研究分野としての都市住宅学を構築することを目的として、シンポジウム、セミナー、交流研究会等を開催する。

3. 関係学会・協会との交流

東日本復興支援の為の調査、研究をはじめ、支部レベルにおける関係学会・協会との交流を推進する。

第4号議案

2011年度社団法人都市住宅学会関東支部・収支予算書(案)

2011年4月1日から2012年3月31日まで

【収入の部】

(単位:円)

科 目	予算額	摘要
支部交付金	1,130,421	
雑収入	50,000	
当期収入合計(A)	1,180,421	
前期繰越金	1,018,043	
収入合計(B)	2,198,464	

【支出の部】

(単位:円)

科 目	予算額	摘要
給与・賃金	500,000	
研究会費	360,000	
会議費	60,000	
通信・連絡費	20,000	
消耗品費	0	
印刷製本費	0	
交流研究会費	300,000	
シンポジウム費	300,000	
雑費	10,000	
当期支出合計(C)	1,550,000	
当期収支差額(A)－(C)	△ 369,579	
次期繰越金(B)－(C)	648,464	

①コミュニティ住宅事業研究小委員会

コミュニティ住宅事業研究小委員会 2010年4月～2011年3月 記録

日時：2010年4月27日（火）19時00分～21時00分 参加者 36名

テーマ：都市再生に取り組む新しい第三セクターとしての住宅NPO

報告者：蓑原 敬氏（株式会社 蓑原計画研究所 都市プランナー）

要旨：

日本では内需の振興に向けて都市や住宅地の再生が大きな政策課題になるはずなのに、全く低迷したままである。その理由の一つは、本来の設立目標は果たせたはずの都市や住宅をめぐる第三セクターを従来のまま延命させようとする官僚機構の退嬰的な意思によって、都市や住宅の再生の上で不可欠な懐胎期の重要な担い手であった三セクの機能も同時に窒息させてしまったことにある。事業仕分けは、盥の水を流して赤子も流してしまうと言う愚を犯す可能性が強い。国内地方都市のいくつかの都市再生事例の過程を詳細に検討し、新しい三セクである住宅NPO法人を法定するべきであるという研究会の報告をベースに、現下の都市と住宅の再生の問題について語る。

日時：2010年5月24日（月）19時00分～21時00分 参加者 27名

テーマ：郊外戸建住宅地に住民参加で作った高齢者住宅「風の丘」

報告者：川上道子氏（NPO 法人一期一会 理事長）

要旨：

神奈川県のはぼ中央に位置する愛甲原住宅は昭和40年から分譲された約900戸の住宅地です。高齢化率は約33%。「歳をとっても障がいを持っても安心して住み続けたい場所、住みつづけられる条件が整えられている場所が在ることは生き続ける力となり、人として生きる保証となります。私たちにとても、この条件を整えることは未来の自分への保証です」。最初にデイ愛甲原を作るときの趣意書の一部です。通所介護から小規模多機能居宅介護へ、そしてケア付ハウスへとニーズに合わせて選択できる条件を住民が中心となって整えて来ました。これまでの活動の概要と高齢者住宅の事業内容をご紹介いただき、討議します。

日時：2010年6月21日（月）19時00分～21時00分 参加者 33名

テーマ：ホームシェア事業による高齢者世帯の住宅ストックの有効活用

報告者：園原一代氏（NPO 法人ハートウォーミング・ハウス）

要旨：

高齢社会では、社会的資源となりうる空き家、空き室が数多く発生することから、これらを有効活用するホームシェアの実験事業を平成21年度長期優良住宅先導的モデル事業の補助金を受けて実施しました。高齢者の多くは「住み慣れたまちに住み続けたい」と希望しています。一方で若者は家賃の安い賃貸住宅を求めています。高齢者世帯の既存住宅ストックを利用して、若者にシェア居住を提供するマッチングプログラムのあり方を探りました。実験事業の内容を紹介いただき、今後の事業展開の可能性、事業方式について提案

【第1号議案 参考資料】

いただき、討議します。

参考ホームページ：<http://www.hwhouse.org/sumupro/>

日時：2010年7月28日（水）19時00分～21時00分 参加者 18名

テーマ：ケアハウス経営の現状と課題：埼玉県越谷市での事例から

報告者：若色 欣爾氏（株式会社ガイア住環境技術研究所 代表取締役）

要旨：

2015年には高齢者は3000万人を超え、高齢の独り暮らし世帯が570万世帯になると予想され、居住系サービスの供給不足が懸念されます。わが国にケアハウスができてから22年が経過しましたが、この間、介護保険制度の導入や社会情勢の変化によりケアハウスの存在意義が薄れ、将来予測が不透明で経営的にも不安定な状況が続いております。ケアハウスの経営者は、利用者の重度化への対応、有料老人ホームや高専賃・高優賃などの居住系サービスとの差別化、介護従事者の確保・定着、施設の老朽化による新たな施設整備の検討など、大きな課題をかかえています。ケアハウスの運営者に経営の現状を報告いただき、討議します。

日時：2010年8月24日（火）19時00分～21時00分 参加者 31名

テーマ：高齢者の自立と共生の家：グループリビング「ももとせ」

報告者：夏目幸子氏（NPO 住まい・まち研究会理事長）

要旨：

成田市郊外の公津の杜に2007年にグループリビング「ももとせ」が開設された。トイレや洗面、クローゼットのある26㎡の個室が10室、共用の食堂や居間、浴室などから構成される2階建ての高齢者住宅である。「元気な高齢者が豊かに暮らすための、自立と共生のための住まい」として、地域との交流を大事にして生活をしている。近所のお年寄りや子供たちが参加してコンサート開催したり、入居者が先生となって書道教室を開いたりしている。サポーターの方たちが心をこめてつくって届けてくれる無農薬有機栽培の野菜を材料に食事を楽しみ、隣接する空き地では子供たちと花壇づくりをしている。

この事業が計画され、建設されるまでの経緯、現在の居住状況などを報告いただき、高齢者住宅の課題、今後の方向等について討議する。

日時：2010年10月28日（木）19時00分～21時00分 参加者 25名

テーマ：千葉県における社会福祉法人生活クラブによる高齢者住宅事業の取り組み

報告者：池田徹氏（社会福祉法人生活クラブ理事長）

要旨：

生活クラブ生協千葉では「食の不安と老いの不安に応える生協」をめざして、1994年から全国の生協に先駆けて訪問介護事業を開始していました。また、翌95年には、「自分たちが住んでも良いと思える高齢者施設」をキーワードに特別養護老人ホーム「風の村」の建設に取り組みました。社会福祉法人生活クラブは、この「風の村」を運営するために1998年に設立されました。生活クラブ生協では、訪問介護を中心に、デイサービス、居宅介護

【第1号議案 参考資料】

支援、在宅介護支援センター運営などの事業を広げてきましたが、2004年4月に、これらの事業をすべて社会福祉法人生活クラブに移管しました。「食」の事業を展開する生活クラブ生協と、「福祉・介護」の事業を展開する社会福祉法人生活クラブと任務分担を明確にしたのです。

高齢者住宅については、柏市、市川市、船橋市の3箇所では現在運営を行っていますが、高齢者住宅の課題、今後の方向等について報告いただき、討議します。

日時：2011年1月18日（火）19時00分～21時00分 参加者 21名

テーマ：高齢者を中心としたグループリビング ルピナス

報告者：木下龍郎氏（象地域設計企画室次長）

要旨：

介護保険制度で要介護判定された夫は老人ホーム行き、妻と娘とは離れて暮らす。そんな家族離散の行く末は「無縁社会」に繋がっていくのではないのか。終末まで一緒に過ごせる場所をどうやって確保し、老若男女が助け合いながら暮らす住まいを実現したい。縦割り社会で実現出来ないと諦めないためには、制度にとらわれず、従って補助の対象にもならず、時間の猶予もない状況で、自力で頑張っている横浜市保土ヶ谷区での挑戦です。事例を基に、取組の意義や制度のあり方について意見交換をします。

日時：2011年3月23日（水）18時30分～20時30分 参加者 14名

テーマ：みんなでつくる福祉の拠点"ほっとハウス星ヶ谷"ができるまで

報告者：原口洋子氏（逗子市議会議員、特定非営利活動法人き・ら・ら代表）

要旨：

今年4月のオープンを目標に神奈川県逗子市池子の約100坪の土地に2階建ての"ほっとハウス星ヶ谷"を現在建築中です。2008年8月に準備会が発足し、運営母体の特定非営利活動法人きららを設立して計画を進め、2階は9名の認知症対応グループホーム、1階は、まちの台所、異世代交流サロン、障がい児者の居場所、ケアマネジャーの事務所となっています。事業の経緯や資金計画、運営方法についてお話しいただき、討議します。

関連ブログ：<http://npokirara.cocolog-nifty.com/blog/>

2010 年度 コミュニティ住宅事業研究小委員会 会計

日時	適用	支出額
4 月 27 日	講師謝金	¥10,000
5 月 24 日	講師謝金	¥10,000
6 月 21 日	講師謝金	¥10,000
7 月 28 日	講師謝金	¥10,000
8 月 24 日	講師謝金	¥10,000
10 月 28 日	講師謝金	¥10,000
1 月 8 日	講師謝金	¥10,000
1 月 8 日	講師交通費	¥3,000
3 月 23 日	講師謝金	¥10,000
3 月 23 日	講師交通費	¥3,000
	合計	¥86,000
	予算	¥120,000

②高齢社会におけるソフト研究会

都市住宅学会関東支部研究2010年度小委員会報告書

平成23年4月6日

「高齢社会におけるソフト研究会」2010 年度活動報告：研究会・セミナーの実施状況等について

1 研究テーマ

「賃貸住宅団地における高齢者の居住環境に係るソフトサービスの在り方検討」

2 内容

- ・ 高齢者向け福祉サービスの担い手として現場の第一線で実務に携わっている方々を講師としてお招きし、講師の実務経験等を参考にしながら、団地で住み続けられる仕組みづくりや地域資源との関わり等について展望することとして、下記6回のセミナーと勇美記念財団の助成を得て、共催でのシンポジウムを開催した。
- ・ UR東日本支社、高齢者住宅財団の協力を得て、行う。
- ・ 事務局は、高齢者住宅財団に「高齢社会におけるソフト研究会」設置して、対応した。

3 講師とテーマなど

回	開催日	テーマ	講師	参加人数
1	7/14	訪問看護の現場から団地での継続居住を考える	白十字訪問看護ステーション・白十字ヘルパーステーション 統括所長 秋山正子 氏	131名
2	7/28	在宅診療所の立場から団地での継続居住を考える	医療法人社団つくし会 新田クリニック 院長 新田國夫 氏	80名
3	8/4	団地における認知症との共生の視点から団地のあり方を考える	認知症介護研究・研修センター 研究部副部長 永田久美子 氏	93名
4	9/1	地域包括ケアを念頭にいただいた介護保険事業運営のあり方と地域社会基盤	厚生労働省総務課 課長補佐 東内京一 氏	108名
5	10/20	地域で暮らし続けるために～小規模多機能介護の取り組みから～	NPO 法人「楽」代表・東洋大学ライフデザイン学部 准教授 柴田範子 氏	55名
6	1/26	高齢社会でのUR賃貸住宅団地におけるソフト活動・施策の現状とこれから	コーディネーター：大月敏雄 氏 パネラー：5団地＋URから2名、計7名	120名

・場所は新宿アイランドタワー15階大会議室で、毎回 18:30～二時間程度で開催。

4、シンポジウム

- ・メデイカルタウンの「住まい方」～ 最期の日までの家とケアと人と暮らし ～と題して、2月13日に、聖路加看護大学アリス・C.セントジョンメモリアルホールにおいて、主催三者、30年後の医療を考える会、NPO 法人白十字在宅ボランティアの会、高齢社会におけるソフトラ研究会により、協賛：ブルデンシャル生命保険株式会社、後援：東京都 高齢者住宅財団 朝日新聞社 毎日新聞社 厚生労働省に加えて、都市住宅学会の後援により実施した。
- ・約320名参加。

5、まとめ(報告書)

- ・高齢社会におけるソフト研究会HP：<http://dannchi-life.la.coocan.jp/> に詳細を掲示、公開している。

6、要した費用(学会負担分)

- ・総額：10万5千円。
- ・内訳：セミナー講師4名(東内氏は辞退)分、8万円、コーディネーター謝金分、1万円、パネラー交通費など5名分、1万5千円

以上

③仮設市街地研究小委員会

(その1)

仮設市街地研究小委員会

第1回	仮設市街地と住宅・都市復興支援の有機的な連携はいかに可能か				
講 師	中野 明安 氏（弁護士/災害復興まちづくり支援機構事務局長）				
日 時	8月27日（金）14：00～	参加者	19名	記録者	濱田
ねらい	中野明安氏は、災害復興まちづくり支援機構の中核にあって、専門職能諸団体が、災害からの復興に有効に関わるにはどのような組織的、社会的な仕組みが必要なのかについて構想され、それを実行可能な段階にまで構築されてこられた。この支援機構の主力メンバーは、都下の区市自治体で実施された「復興模擬訓練」などにも積極的に参加され、専門職能家がどのような関与・支援を、どの時点で、どのように提供するのかを検討されてきた。こうした実績をふまえて、中野明安氏から、仮設市街地と復興支援に関する問題提起をいただき、仮設市街地研究会のメンバーとの意見交換をおこなう。仮設市街地の構築、そして、仮設市街地を基盤とした復興計画と実施に、災害復興まちづくり支援機構の果たす大きな役割を確認する機会としたい。				
内 容	仮設市街地研究会の森反章夫の司会で、まず災害復興まちづくり支援機構・事務局長の中野明安氏から「仮設市街地と住宅・都市復興支援の有機的な連携はいかに可能か」をテーマに話題提供があり、それを踏まえて参加者との意見交換が進められた。 中野氏からは支援機構の設立の経緯と現在までの活動のあらましや、東京都との支援協定、読売新聞社と災害時移動相談所開設の協定を締結したことが語られた。特に災害時移動相談所は、支援チームが避難所に出向いていくことも考慮することとであった。また仮設市街地については、コミュニティの途絶えのない、被災者の活動エリアであり、そこでの相談・支援活動は有効だが、一方で当頭から本格復興を目指すことも重要なので、地域ごとの支援需要に応じた支援活動を展開すべきだとされた。 参加者との意見交換では、支援機構とマスコミとの関係、海外と国内の仮設市街地の違い等々について語られた。				
	 写真1 コーディネーターと講師  写真2 研究会				

仮設市街地研究小委員会

第2回	東京都における仮設住宅供給と仮設市街地実現の課題				
講 師	平野 正秀 氏（東京都都市整備局 東部住宅建設事務所）				
日 時	10月29日（金）18：30～	参加者	14名	記録者	江田
ねらい	中越地震・中越沖地震時に東京都職員として仮設住宅建設業務等にたずさわった経験を踏まえて、首都直下地震の到来時に、東京で仮設市街地は実現できるのか。仮設住宅供給の課題は何か。について問題提起をする。				
内 容	平野氏から、シルバーピア等の都営住宅建設とともに、阪神大震災、中越、能登、宮城・岩手内陸地震の仮設住宅建設に関わった自己紹介があった後、仮設市街地が今後の防災計画には必須の概念になるとの考えを、資料にもとづき説明された。 1 東京都における仮設住宅と「仮設市街地」の記憶 関東大震災では「バラック」、「セツルメント」、同潤会の活動が生まれ、東京都は戦災、大島、三宅などの経緯をふまえ、復興には仮設住宅が切り離せない関係にある。 2 仮設住宅供給と「仮設市街地」の実状 仮設住宅については、阪神・淡路大震災の都市直下型の教訓が大きい。これに対して中越地震は、中山間地のコミュニティ意識の強い地域であった。被災直後から都は他の自治体とともにアドバイスに加わった。仮設住宅の供給は当初、借り上げ主体という考えもあったが、被災者は被災地のそばに住みたい、まもなく冬を迎えるということで現実的に落ち着いた。 仮設住宅の用地としては、川口町・広神村では中山間地ということで、民地や学校を活用したケースもある。山古志は合併した長岡のニュータウンに集団でまとまった。 長岡ニュータウンでは、広い空き地で周囲に住宅がなく、医療、高齢者在宅サービス、警察もなかったため、仮設団地の一角に作った。 阪神大震災の教訓から、中越仮設団地では、集会所をつくり、集会所に在宅サービスをいれ、団地に居住者の名前の入った案内板をつくった。 なお、長岡市の操車場跡地の仮設団地には、仮設住宅向けの初めての仮設ディサービス施設（約300㎡のプレハブ）を実現した。また、復興公営住宅をRC造のみならず、木造でできたのは地域事情を反映したものであり、柔軟に考えることが重要と指摘したい。 3 東京都の防災計画と「仮設市街地」 都では、「時限市街地」といっているが、被災規模から膨大な量の仮設住宅が必要となり、バラックのような仮設住宅を含めてとにかく住まうところが必要になり、仮設市街地概念が有効になるだろう。				

内 容
(つづき)

東京都としてはオープンスペースの活用が第一であろうが、圧倒的な量に対して、役所の「計画づくり」は弱いだろう。ノウハウが継承されにくく、イザというときに、供給主体であるプレ協の能力も低下しており、仮設住宅建設がスムーズに進まない、間に合わない不安もある。

このあたりを良く考えて対策をとる必要がある。仮設住宅のまちに商店街を自律的に、つくらせるような仕組み、仮設市街地が重要ではないか。

質疑応答

Q 三宅噴火の被災者に対し、仮設市街地をつくって生活してもらう発想はなかったのか

A 都営住宅 27 万戸には常時 3 % 程度の空きがあるため、トップの決断により、分散はするが、既存の都営住宅活用と決まった。被災者は仮設住宅より都営住宅を望んだともいわれる。

Q 復興のためのコミュニティ維持にとって良かったかはわからない。自治体の実験、訓練ということも重要ではないか。

A 他県では仮設住宅をつくる訓練事例も聞く。仮設住宅、仮設建築物をそのまま当面使っていくという方法も検討課題と考える。

Q 仮設住宅の供給が不足するなら、被災者のバラックづくりを支援するような都の考えはないのか。

A 関東大震災では、外国からの資材輸入で被災者に安く供給することが行なわれた。

Q 仮設住宅を都内だけでまかなうのは困難ではないか。復興のために、東京から外に移ってもらうとしたらどうやって納得してもらうのか。会社の BCP はあるが、働く人の生活継続のイメージが不足していると思うが、どうか。

Q 復興訓練を行なうと仮設住宅を建設する用地が圧倒的に不足する。母子は疎開し、父が残る考えを多く聞く。

A 災害対策本部も作り方を再考する必要があるだろう。日常の役所ではなく、危機管理の専門家に、FEMA のように権限や資金を持たせるべきかと思う。

A 避難所のプライバシーへの配慮の改善は残っているが、仮設市街地の重要性も少しずつ広がり、深まっていると考える。

以上



写真 1 講師



写真 2 研究会

仮設市街地研究小委員会

第3回	首都直下地震時の仮設住宅建設と仮設市街地の可能性をめぐって				
講 師	後藤 隆昭 氏 (内閣府防災担当政策統括官付参事官(災害復旧・復興担当) 付参事官補佐)				
日 時	11月25日(木) 18:30～	参加者	17名	記録者	大熊
ねらい	内閣府では平成18年～21年度の4ヶ月にわたり「首都直下地震の復興対策に関する検討会」を開催し、平成22年4月に同検討会の最終報告書を取りまとめている。この検討会で仮設住宅建設の可能性や仮設市街地(時限的市街地)についてどのような議論がなされてきたのか、内閣府としては、首都直下地震に際して、仮設市街地の必要性和可能性をどのように考えているのか、について報告をいただき、意見交換を進める。				
内 容	■講演 内閣府としては「仮設市街地」について特化した議論はしていない。今年3月『首都直下地震の復興対策のあり方に関する検討会』報告書が出た。 (首都直下地震避難対策など専門調査会報告の中で仮設住宅等について出されている主要な論点) ・帰宅困難者対策 ・応急仮設住宅の需要量…大幅に不足 ・公的空き家の活用…需要と供給のマッチング ・阪神淡路でも賃貸住宅は限定的 ・応急住宅の供給は困難 ・過去の供給状況の分析 ・建設用地の確保 ・設置場所 「首都直下地震の復興対策のあり方に関する検討会」報告書では分野別の検討対策として1.復興のための体制と手順、2.生活復興、3.産業復興、4.都市復興、5.経済・財政状況に大きく分け、検討し細分化した課題を整理している。 (時限的市街地の必要性) ・ネットワークを残すため ・土地を時間的経過に対応して利用 ・ビジョン・プラン・プロセス生活の復興 ・2段階都市計画 以上、検討委員会の報告書は課題の整理に止まっている。 ■質疑応答 Q-1(佐藤滋)「仮設市街地」、「時限的市街地」と同じものなのか、定義をはっきりする必要がある。被災地において重点復興地域で面的整備を行うところでは当然、仮設市街地が必要だし、現行制度でも実施するが、都市直下のような大規模な被災地のまだら状の被災地で、対応するのは難しい。どう考				

内 容 (つづき)	えるのか。 A－1（後藤）検討委員会では、深い議論はしていない。 A－2（濱田）仮設市街地と時限市街地とは同一のものだと認識している。仮設市街地の対象はマダラ状の区域も対象に考えている。 Q－2（細谷）大規模災害を迎えて我々が心配しているのは技術者集団の弱体化である。URは組織としては、実働部隊をどうマネージするかが課題である。現場に出て行くのは若い人でないとだめだと思うが、OBも経験とか知恵を出していくことが必要だと思っている。関西地区ではそのような体制作りの検討を始めている。質問は、復興、復興段階で全国から色々のかたちで、技術者が支援に集まってくると想定されるが、それらの人を全体的にマネージして行かねばならないが、どのようになっているのか？ A－3（後藤）内閣府でも例えば被災者生活再建支援制度の運用の前提である被害認定業務等マンパワーが不足するという課題を抱えている。しかし、課題はいっぱいあるが、具体的な政策として纏まっているわけではない。 Q－3（濱田）お話を聞いた「検討会」の報告書は現状の課題を整理し、こんなことをしなければならぬが、まだまだ宿題が多いなということと受け取っていいか？それで明日きたらどうなるのか？内閣府としてはどう考えておられるのかお聞きしたい。 A－4（後藤）これは一つの想定なので、実際にきたらどうするかはその時になってみないとわからないというのが正直なところ。 長期的な対策をどうするかという話は、不確定要素が多く、選択肢が多くて答えを出すことはできない。 現時点で考えているのは、反射神経を研ぎ澄ましておくことと、事前に減災対策をしておくことだと思っている。 Q－4（森反）仮設市街地研究会で色々検討して行くと、災害救助法で供給する応急仮設住宅の供給は住宅困窮者を対象にしているが、それは恐らく公有地を主体に供給していくことになる。それ以外に復興に繋げる仮設市街地として仮設住宅を供給して行くとなると、被災地の瓦礫を撤去しながらそこに仮設住宅地をつくっていくことも必要になる。となると用地確保のために多面的な施策が必要になり、厚生労働省、国交省だけでなく横断的な係わりが必要になる。その辺は内閣府ではどのように考えているか？ A－5（後藤）正直言ってそこ迄いっていない。事前に確定的な制度設計をすることはできない。前段で、色々頭で検討はしているが、報告書を受けてこれから具体的な検討することになるだろう。今、具体的な動きがあるわけではない。 目前の災害に迫られていて、長期的な対応について、現段階で各省庁内で、同一のテーブルにのって協議、検討する場はない。 Q－5（近藤）仮設市街地をつくって行く主体は誰なのか、あるいはプレイヤーは誰なのかということを教えて頂きたい。
----------------------	---

(その3)

内 容
(つづき)

A-6 (後藤) 災害対策基本法で原則的には自治体が主体となる。しかし、それが困難な場合、国が何等かのサポートをすることは考えなければならないと思っている。

A-7 (濱田) 仮設市街地研究会では何回かの復興訓練で、地域の人達と一緒に考える中で、地域で自立的に考えていかなければならないという意識は高まっているが、例えば、民有地を借用してそこに仮設住宅等を建設していこうとする場合、契約の当事者になれない。そこにやはり行政が係わらざるを得ないということがある。しかし、いずれにしろ地域に中心となる人材が必要である。

Q-6 (大熊) 仮設市街地を実現していくためには、色々な制度環境が整備されていくことが必要だと思う。これは、行政だけでつくりあげていくことは不可能で、各分野で提案をしつつ、社会的な共通意識をつくっていく必要がある。

復興には仮設市街地は欠くことのできない概念だと思う。

Q-7 (細谷) 最近の建築技術の進歩を想定すると面的に壊滅状態になるわけではないと思うので、被災地域を区分して、それぞれ対策を考えるようにすればよいのではないか。

Q-8 (佐藤) 仮設市街地は大きな概念としては分かる。ただ、計画として考えると、被災状況や基盤整備状況、事業適用の可能性を考えながら、進めていく必要がある。

Q-9 (後藤) 今後、仮設市街地はどのような活動をしていくのか。

A-8 (濱田) 狙いは二年前に仮設市街地の考え方を本に纏めて出版した。今回は皆さんから色々な意見を聞かせて頂き、実践力をつけていこうということで都市住宅学会の中に仮設市街地研究小委員会を設けて頂いて公開研究会をすることにした。今後3回開催するので、ご参加ください。



写真1 研究会



写真2 講師

仮設市街地研究小委員会

第4回	発災直後における災害情報と仮設市街地				
講 師	田中 淳 氏（東京大学大学院教授/総合防災情報研究センター長）				
日 時	1月14日（金）18：30～	参加者	21名	記録者	森反
ねらい	来るべき首都直下型地震では、都市復興の中軸に、仮設市街地の形成が計画されている。仮設市街地は、厚労省所管の「応急仮設住宅」の供給枠組みを変更し、あるいは、組み直して、被災地の現場に形成されることになっているが、この計画立案は、当該地域の被災住民と行政とが、まさに、協働であらねばならない。 ここには、二つの基本的な困難がある。ひとつは、発災直後の救急救命期、そして、避難所初期段階にあって、地域復興の道筋をどう切開くか、ということである。いまひとつは、地域復興のツールとして、どのように仮設市街地を形成するのか、または、できるのか、ということである。 この問題を巡って、危機管理論・災害情報論の第一人者である田中淳先生をお迎えして検討する。 発災直後から復興初段階での被災住民が必要とする復興関連の情報とはなにか。それを、適確に住民に届ける方法とはなにか。その情報をもとに、どのように地域住民は組織化するのか、できるのか。組織化された住民は、自身の住宅・店舗などの再建の道筋と協働を強いられることとのジレンマをどう克服するのか。まさに、住民の重要な意思決定はどうすれば、可能なのか。さまざまなリアルな疑問をめぐって議論の場とし、仮設市街地の実現可能性をあらためて問いかける。				
内 容	田中氏は「生活再建過程途上の住民の意思決定過程からみて」というタイトルで報告された。以下に重要な論点を記す。山古志の被災住民の「復興感」の指標には、世代別に差異がある。40代以上では、病院・福祉施設の建設が最上位にあげられ。集落内道路が第2位に位置づき、つづいてライフラインとなる。第4位は、60以上が路線バスであり、40・50代は集落の住宅と差異が出る。20・30代では集落内道路が第1位で、ライフライン、教育施設と続く。「復興の指標」が年齢世代によってことなる。こうした復興の目的が微妙に「精神的な健康状態」に違いを生む。また、7割の住民が、自宅再建時に「家族の意向」と「インフラの整備」を重視している。意外にも、「集落の意向」を強く配慮するのは3割程度である。 こうした「復興感」や自宅再建時の配慮事項を勘案すると、「仮設住宅」での生活で、道路の復興をはじめマクロな町の復興過程の情報をあたえることが重要になる。また、そうした情報共有が、同程度の被災者が「組織化」され生活している「仮設市街地」では、「運命共同体」をつくりあげ、復興の足掛かりになるのではないかと。そもそも、避難所だけが行政情報が入る唯一の場所ではなく、仮設住宅でも有効に行政の復興情報が入らなければならない。行政は、復興にむけた情報を効果的に住民に届け、復興協議を支えるためにも、地域一体の仮設入居は欠かせない。そう考えると、仮設市街地構想は、復興という社会運動をささえる重要な契機を創り出す基盤といえよう。				

仮設市街地研究小委員会

第5回	『神戸の復興まちづくりの実務担当者からみた、仮設市街地の評価』				
講 師	中山 久憲 氏 (（財）神戸都市整備公社 常務理事 すまい・まちづくり本部 こうべまちづくりセンター センター長)				
日 時	2月16日(金) 18:30～	参加者	18名	記録者	松川
ねらい	仮設市街地の主要な役割の一つは、地域復興の足掛りとなる復興基地となるものと考えられている。阪神・淡路大震災での復興まちづくり協議会の最初の仕事は、離散した地域の被災者の連絡先を把握することで、大変な苦労をともなったという。 今回の研究会では、神戸の復興まちづくりを行政の立場から推進してきた経験された中山氏を迎え、その実務経験を通して、仮設市街地をどう評価しているか、その実現の課題は何かを提起する。				
内 容	1) 自己紹介 1949年生まれ 1969年大学入学 1975年神戸市役所採用 2010年(財)こうべまちづくりセンター長 須磨に住み、阪神大震災のときには、最前線で震災復興支援をした。 2004年 神戸防災技術者の会(K-TEC)設立、現職とOB70名程度による任意団体。 中越、阪神などに関する出版活動も行う。 大阪大学ほか、大学で震災関連についての教鞭をとり、伝承活動もしている。 著書:『苦闘 このまちにすみたいんや』 2) 『提言! 仮設市街地』を読んで 読後感は「理想論にすぎる!」につきる。現実離れしている、実現性がない。 3) 被災の状況と推移など 被災地は、全焼99%。道路、公園など都市基盤が未整備のところでは焼失が止められなかった。12mの道路があれば延焼を防げた。 学校の避難所に来た人の数の多さ!...3500人が入るのは大変である。体育館、階段、廊下、外部までいっぱいだった。 こういう状況が数か月続いた。 ピークは、1月23日。ここから少しずつ減った。 避難所全体として23万人から5万人(3ヶ月後)へ。 ライフラインの復旧とともに減る。水道とガスが戻ったのは4月17日。3ヶ月後である。これがないと生活できない。 避難者の自立をいかに図るかが問題である。 4) 仮設住宅の建設				

住宅建設の目標：32,246 戸。用地を探すのが大変だった。

5) 用地確保

用地確保の候補

- ①市内の公園
- ②公有地、公団所有地
- ③供給処理施設

しかし、恒久公営住宅も建設しなければならないので、これとのせめぎ合いもあり調整が必要となる。25,000 戸まではなんとかあったがその先が大変だった。

6) 応急仮設

- ①抽選が原則
- ②母子、高齢者、障害者優先

応急仮設の募集と決定におけるミスマッチが出た。

1,995 年 8 月 20 日 避難所閉鎖

応急仮設住宅からの転出に際しては、一番問題になったのは借家人だった。いわば、夢も希望もない！

応急仮設住宅は「タダ」なので、麻痺してしまう面もあり、「そこに居直ればいい」という人も出た。

借家人の対応をきちんとやらないと責任がとれない。

7) 二段階都市計画による震災復興事業

- ①被災概要
- ②大規模被災地の特徴
 - ・大規模火災発生地区
 - ・建物倒壊被害が大きい地区
 - ・道路や公園等の都市基盤が脆弱な地区
- その結果
 - ・老朽木造住宅密集市街地
 - ・震災復興土地地区画整理事業区域除外地に集中している
- ③復興でなく、創造的復興へ
 - ・再び密集市街地を再生してはならない
 - ・面的整備による創造的震災復興まちづくりが必要である
- ④建築基準法第 84 条（被災地における建築制限＝2 か月の建築制限）
- ⑤震災復興事業地区と手法の選択
 - ・行政主導による復興事業実施地区
 - ⇒建物倒壊＋建物焼失＞地区の 2/3 かつ、被災地面積＞5 ha
 - ・面的事業手法（都市計画決定）
- ⑥新たな財政支援政策

	・既存公共施設の復旧のために激甚災害法による「激甚災害」の指定（1月25日） ・被災市街地復興特別措置法（2月26日）⇒その意義 ⇒震災復興の面的整備事業によるまちづくりの地権者負担軽減 ⇒復興事業地区内の被災者による早期自主再建のために買い取り請求に迅速に対応 ⑦都市計画決定の時期の特殊性 ・震災から2か月以内に市街地再開発事業の区域だけの第一段階を都市計画決定する ・事業に必要な公共施設の配置は、被災地住民の参加により、意見を集約し、第二段階で都市計画決定する、「大枠を決め、中味は住民に」の精神 ⑧二段階都市計画の手法 ・第一段階：行政主体型…行政が整備する事業手法と区域および整備すべき都市施設を定める ・第二段階の都市計画：住民主体・行政参加型 ⇒区域の中に住民が必要とする道路や公園などを住民間で話し合い、住民が決定 ⇒行政は住民が決めた案を尊重し、都市計画と事業計画を定める ・利点 ■面的復興が必要と認める区域だけを推進地域に指定する ■被災地域住民の参加による復興まちづくり手法が選択できる ・課題 ■計画制限が有効な2年間に事業化できるか ■被災規模が大規模な場合に有効か ⑨阪神・淡路大震災の復興事業における二段階都市計画手法の利点 ・被災住民側は当初から事業手法が決められたことに不満があったが、手法の選択に悩まず、事業化を受け入れることができた ・震災発生から2年間という期限に悩まなかった ・計画決定で収用事業と同様の用地買収が可能となり、必要となる公共用地の先行確保のめどが立った ・1ha程度の公園を当初に決定したため、大きな反対もあったが、大規模防災公園を実現できた ・当初決定した幅員17m以上の空間の確保ができた。
--	---

仮設市街地研究小委員会

第6回	災害復興過程での「仕事」の確保 —阪神・淡路大震災での経験から—				
講 師	加藤 恵正 氏（兵庫県立大学政策科学研究所長・教授）				
日 時	3月7日（月）14:00～	参加者	7名	記録者	濱田
ねらい	仮設市街地には、仮設の店舗や作業場など「仮の仕事場」を含むことが重要である。阪神・淡路大震災の復興過程でも、仕事をつなぐために自力や公的支援による仮設店舗や仮設工場が設けられ、一部の被災就業者の生活再建のよすがとなった。 来るべき首都直下地震での「仕事の間」を含む仮設市街地はどうあるべきか、そこに阪神・淡路の教訓をどう受けついでいくべきかを検討する。				
内 容	演題を「仮設市街地での仕事場の確保」を「災害復興過程での仕事の確保」に、時間的枠組みを拡大して進められた。 論点は、①仮設事業所（工場・店舗）の全体像、②緊急雇用対策、③中間労働市場の3点。 ①仮設事業所（工場・店舗）の全体像 仮設工場・店舗については、被災直後から兵庫県・神戸市は国に対し補助事業の創設による支援制度の導入を要請したものの受け入れられず、既存制度の中小企業高度化事業制度の貸付制度を拡充することで対応することになった。なお店舗については、県市が設けた復興基金の中に、「商店街・小売市場共同仮設店舗緊急対策事業」が設けられ、それが併用されることになった。 阪神・淡路大震災時に実施された経済復興施策の中で最大のヒットとなったのは「仮設工場」だった。「仮設工場」は、特に神戸の西側の中小零細企業（ケミカル・金属機械など）の集積地で重要な役割を果たした。「仮設工場」の事業主体は(財)神戸市都市整備公社で、公共用地を利用して長田南部に3団地52区画、西神地区（郊外）に3団地118区画が建設された。入居は公募・抽選方式がとられ、入居期間は3年とした。入居時期・競争率は長田の3団地は4月1日からで平均12.7倍、西上の3団地は6月で平均1.6倍であり、それぞれ92、147の合計239の事業所が入居した。 長田から離れると仕事にならない（工場間の連携がとれない、パートに交通費を払えないなど）との判断が、この競争率の差となった。「仮設工場」が実際に廃止されたのは平成12年3月末～6月末にかけてであり、6団地のうち1団地のみは賃貸工場として現在も継続運営されている。 なお、抽選からはずれた事業所は、被災をまぬがれた民間貸工場に移ったところが多い。 仮設工場入居企業の再建意向としては、公営賃貸工場への入居希望が多かったので、平成10年5月に恒久施設としての復興支援工場（現ものづくり復興工場・RC5階建4棟、242区画）をオープンさせ、仮設工場からの移転を順次進めた。 残された課題としては、多様な被災企業の状況に応じた入・退居のしくみ、あるいは支援のルールがどうあるべきか、さらには入居企業間の連携のあり方等の緊急対策施策のマネジメントを事前に検討しておくべきである。 仮設店舗（市場）については、その代表例として地元の熱意で作られた「復興元気村パラル」（6月10日オープン）、「菅原市場」（5月25日オープン）の2事例を紹介、被災市街地に人がもどっていない中での開業であったとい				

内 容
(つづき)

うズレが苦戦をもたらした状況が説明された。

仮設工場・店舗づくりの経験からは次の諸点が指摘できる。

- 1) 被災地経済体制はモデル的には贈与経済、調整経済、市場経済の3段階がある。仮設市街地は、贈与経済、調整経済の段階のものといえる。
- 2) 被災直後は、必要物資を必要な人々に直接かつ無償で提供する贈与経済が合理的。
- 3) 被災後一定期間が経過すると、自治体、NPOなどが人為的に必要な財の調整をする調整経済に移行することが合理的。そこでは被災地の残存経済活動を重視・活用した経済循環を促進することになる。
- 4) 阪神・淡路の復興需要に伴う資金の9割は県外移出されたが、県内循環を拡大すべきであった。

②緊急雇用対策

震災後の雇用実態は、企業倒産による失業などで、失職や事業をやめた神戸市民は15%にのぼった。雇用対策は従来、国の専管事項で、県・市には道具もないという意識でとらえられていたが、なんとか対応すべきとの考えから県・市は連携して復興基金の中に多様な緊急雇用対策を盛り込んだ。

その中で、仮設住宅や復興住宅に閉じこもりがちな中高齢者に生きがいを感じてもらい、自立へのつなぎとなった施策に「被災地しごと開発事業」があり、経験・特殊な技術・技能を必要としない仕事を提供することで一定の成果をあげた。仕事があれば“アル中”にもならないという効果があった。

③中間労働市場

被災地がやや落ちつきをとりもどした時期の調整経済段階では、コミュニティ・ビジネスや社会的企業などの「中間労働市場」機能が重要である。それは平常時とは異なる多様な社会的需要に応えるもので、定型化されたものでなく市場や政府・自治体では対応できないような仕事である。

「中間労働市場」の役割は、1) 弱体化した労働市場を「正常」な労働市場へ回帰させる中間的な役割、2) 再生の時間的推移のなかで機能する、3) 失業者に幅広い選択肢を与える、4) NPO、コミュニティ・ビジネスなど新たな主体との連携などがあげられる。

④おわりに

仮設住宅をつくる際には、同時に仕事もつくる必要があり、住むことと働くことが一体になることが大切で、それが一番安定した状態を生み出す。その意味で仮設市街地に仕事の間を確保することは不可欠といえる。



写真1 研究会



写真2 研究会

都市住宅学会関東支部・関西支部主催 交流研究会（成田・関空発着） ベトナム 都市住宅事情視察調査・ご案内 2010年11月12日（金）～11月16日（火）

このたび都市住宅学会関東支部及び関西支部は、交流研究会として、ベトナム都市住宅事情視察調査を企画しました。南シナ海に沿って南北に伸びるベトナムは、北が中国、西がラオスとカンボジアに接しており、3200キロの海岸線が続く沖合には、3千もの島々が点在し、通年多くの観光客が訪れる魅力溢れる国です。政治・文化の中心地であるハノイは、東洋と西洋が混在し、点在する湖や公園の緑が美しく、落ち着いた雰囲気のある街です。古い寺院や旧跡、フランス植民地時代の建物などが残る一方で、近代的なビルも次々と建設され、開発も進んでいます。また、世界遺産として有名なハロン湾は、海面に無数の奇岩や島々が浮かび、「海の桂林」と称えられるベトナム随一の景勝地。湾内や島の鍾乳洞をめぐるクルーズが人気となっています。ベトナムの都市住宅関係者との交流に加えて、支部を超えての会員同士の交流も深めていただけるものと期待しています。ふるってご参加下さい。

	成田発着	関空発着	
基本旅行代金(概算)	¥90,000	¥88,000	※通常のバックツアー料金と同様の設定による積算
(ホテル又はレストランでの食事代(朝3回、夕4回)を含みます)			
参加経費小計	¥10,700	¥10,810	※通常バックツアー料金に含まれないが代理店に支払う料金
(内訳) 国内空港施設使用料	¥2,540	¥2,650	
現地空港税	¥1,220	¥1,220	
航空保険特別料金	¥6,940	¥6,940	
ビザ取得不要	¥0	¥0	
参加代金合計(概算)	¥100,700	¥98,810	※ツイン・2名1室利用の場合

◇募集人員：20名（予定・定員になり次第、締め切ります）

◇申込期限：2010年10月15日（金）（キャンセル料の発生は、10月22日（金）（厳守）以降です。

また先発や延泊等についてのご相談は、旅行社にてお受けいたします。

◇代金は9月3日現在での積算で、変更の可能性があります。

A. 旅行代金に含まれるもの

- ①航空運賃（日程表に明記した航空機）
- ②宿泊料金＋食事代（朝4回、夕4回）
- ③車両借り上げにかかる費用
- ④日本語ガイド費用
- ⑤航空保険特別料金

B. 旅行代金に含まれないもの

- ①手荷物超過運搬料金（重量・容量・個数を超えるもの）
- ②海外旅行保険（任意保険）
- ③傷害・疾病・疾患時に必要な医療費用
- ④電話・クリーニング代・ルームサービス等個人的経費

シングル1人1室利用追加料金：約11,000円

ビジネスクラス追加料金：約110,000円



企画主催(社)都市住宅学会 関東支部・関西支部

〒102-0071 東京都千代田区富士見2-7-2
ステージビルディング 7F
TEL: 03-5211-0597、FAX: 03-5211-0598

取扱旅行会社: ティ・シー・アイ・ジャパン株式会社

国土交通大臣登録旅行業第1139号

(社)日本旅行業協会正会員

代表取締役: 早崎 寛 担当: 稲葉

〒105-0003 東京都港区西新橋1-16-4 日進堂ビル9階

TEL: 03-3580-1972、FAX: 03-3592-1853

【旅程表】

日程	月 日	地 名	着 発	時 間	交通機関	行 程	食事	宿 泊
1	2010年 11月12日 (金)	成田空港	発	10:30		成田空港集合		
		ノイバイ空港	着	12:00	VN955	成田よりハノイへ(所要時間:5時間30分)	(機内食)	
		関西空港	着	15:30		ハノイ・ノイバイ空港到着		
		関西空港	発	9:00		関西空港集合		
		ノイバイ空港	着	10:30	VN945	関西よりハノイへ(所要時間:5時間)	(機内食)	
		ノイバイ空港	着	13:30		ハノイ・ノイバイ空港到着		
		ノイバイ空港	発			空港よりハロン湾へ(約200km)(それぞれ到着次第出発)		
		ハロン湾	着		専用車	ホテル到着		
						○夕食	D(レストラン)	Halong Pearl Hotel
2	11月13日 (土)	ハロン湾	発	9:00	専用車	ホテルロビー集合、ハロン湾景観環境保全地区へ	B(ホテル)	
						◇ハロン湾景観環境保全地区現地調査		
						○昼食(12:00~13:00)		
						◇ハロン湾景観環境保全地区現地調査		
					専用車	ハロン湾よりハノイ市内へ(約200km)		
		ハノイ	着	18:00		ホテル到着	D(レストラン)	Lake Side Hotel
						○夕食(18:30~20:30)		
3	11月14日 (日)	ハノイ		9:00		ホテルロビー集合、ハノイ市内へ	B(ホテル)	
						◇ハノイ市内都市開発事業現地調査		
						○昼食(12:00~13:00)		
						◇ハノイ市内伝統的市街地現地調査		
				18:00		○都市開発事業担当者との懇談会(調整中)	D(レストラン)	Lake Side Hotel
4	11月15日 (月)	ハノイ	発	9:00	専用車	ホテル チェックアウト	B(ホテル)	
						◇官公庁訪問、都市住宅会議参加		
						○昼食(12:00~13:00)		
					専用車	◇ハノイ市内歴史的伝統的建造物保全地区現地調査		
						○夕食(19:00~21:00)	D(レストラン)	
		ノイバイ空港	着	22:30		ノイバイ空港到着		
5	11月16日 (火)	ノイバイ空港	発	0:05	VN954	ハノイより成田へ(所要時間:5時間20分)	(機内食)	
		成田空港	着	6:50		成田空港到着・解散		
		ノイバイ空港	発	0:10	VN944			
						ハノイより関西へ(所要時間:5時間)	(機内食)	
		関西空港	着	6:40		関西到着・解散		
※本日程は、今後、変更の可能性があります。また、詳細日程については調整中です。								
(注) 食事欄で の表示は、代金がツアー料金に含まれているものです。								

(1) 「コミュニティ住宅事業研究小委員会」2011年度活動計画案

■ 研究概要

近年、従来の民間企業や公的組織ではなく、地域コミュニティの住民ニーズに対応したNPOや住民組織、任意団体、専門家、営利企業による住宅事業が見られるようになってきている。本小委員会は、地域コミュニティの住民ニーズに対応した住宅事業について、日本の近年の事例について、評価、分析し、今後の日本のあらたな住宅事業の方向を検討する。

■ 研究テーマ

- (1) 住宅事業手法
- (2) 住宅事業組織
- (3) 資金調達など

■ 研究期間：2011年4月1日 ～ 2012年3月31日

■ 研究メンバー：

主査 海老塚良吉（法政大学現代福祉学部兼任講師）

委員 宇杉 和夫（日本大学理工学科建築学科）、中山茂樹（高齢者住宅財団 常務理事） 予定

■ 研究事項（活動計画）

- (1) 各地のコミュニティによる住宅事業実施責任者を講師として事業報告、質疑討論を行う公開研究会の開催（6回程度）
- (2) 事業内容の評価、分析、現地調査
- (3) 公開研究会の記録の公開

■ 結果のまとめの予定（情報発信）

公開研究会の記録、評価・分析・現地写真等の情報をホームページ上で発信する。
事業手法として他の地区で応用ができるものについては、一般化を試みる。

(2)「高齢社会におけるソフト研究小委員会」2011年度活動計画

テーマ：賃貸住宅団地における高齢者の居住環境に係るソフトサービスについての在り方
検討・その2

■研究概要

これから向かえる高齢化社会にあつては、「暮らしを地域で支えるトータルなケアネットワーク」を作っていく必要があるといわれている。

このような視点に立つて、UR賃貸住宅団地を地域ととらえ、地域＝団地でのケアの視点から、高齢者のための生活支援・介護・医療・ターミナルケアまでのシームレスなサービス環境（＝トータルな地域包括ケア）の構築を目指して、現時点での生活関連サービス領域での様々な取り組みについて概括し、相互間の有効でかつ効果的なネットワーク方策を検討することとする。

なお、当該研究の成果は、都市における集住体において有効性があるものと考えている。

上記方針に沿って、下記の研究テーマにそつてセミナーを開催するほか、セミナーの記録のホームページ上での公開する。

■研究テーマ

- (1) 各種事業における組織、事業内容、資金調達
- (2) 各種事業間の連携とその限界
- (3) シームレスなサービス環境の構築

■セミナーの実施方針（活動計画）

- 1、テーマにそつて多様な各種事業者を講師に迎えてセミナーを開催する。
 - ・セミナーの講師等は、「現場を持っていて、（出来れば地域密着型での）仕事をされている方」を委員等の推薦により選定する。
 - ・基本テーマ（案）は、「講師の仕事を通して、団地での住み続けられる、社会の仕組み、地域資源との関わりを展望する。」といった設定で実施。
- 2、講師の領域（想定案）
 - ・取り巻く環境認識と行政（市町村）での取り組み
 - ・自治会、居住者団体などにおける取り組み
 - ・地域活動NPOにおける取り組み
 - ・生活支援・安心サービス事業者の取組み
 - ・高専賃等の住宅事業者における取り組み
 - ・介護・医療・看護・福祉における各事業者の取り組み
 - ・行政、地域包括支援センター、民生委員、社会福祉協議会などの取組み

【第3号議案 参考資料】

■結果のまとめの予定（情報発信）

公開研究会の記録、評価・分析・現地写真等の情報をホームページ上で発信する。
研究結果を執筆、編集して、学会の機関紙等に投稿する。

■研究期間：平成23年5月1日 ～24年3月31日

■研究メンバー：（平成22年度と同一）

主査 調整中

委員

森 正志 国土技術政策総合研究所 住宅研究部 住宅計画研究室長

長谷川洋 ” 住宅研究部 住環境計画研究室長

栗原 徹 都市再生機構都心業務部長

幹事 中山茂樹 高齢者住宅財団常務理事

■問合せ先

中山茂樹 高齢者住宅財団常務理事

東京都中央区八丁堀 2-20-9 京橋第八長岡ビル 4 階

TEL: 03-3206-6437 Fax: 03-3206-5256

s.nakayama@koujuuzai.or.jp

(3)「仮設市街地研究小委員会」2011年度活動計画

テーマ：

■研究概要 2011年3月11日に東日本太平洋地震が起こった。本研究小委員会のメンバーで構成される「仮設市街地研究会」（代表 濱田仁三郎）は、3月25日に「緊急提言「仮設市街地・集落」の整備を!」、4月6日には「緊急提言2」を、関係機関に送付した。こうした提言には、昨年度の本研究小委員会の成果が反映されている。さらに、4月7から10日にかけて、被災地に第一次現地調査に入った。その調査結果を踏まえて、「緊急提言3」を準備している。本年度は、東日本大震災の仮設住宅の建設の実際を詳細に追尾することは無論、「仮設市街地・集落」が建設されるように、引き続き、提言と現地調査を行う。同時に、「仮設住宅」での生活の長期化が予想されるため、どのような生活支援の体制が構築されるのか、あるいは、地域の復興協議はどのように行われるのか、などなど、こうした諸課題について、仮設市街地構想の観点から、検討する。

■研究期間：2011年 5月 1日 ～2012年3 月 31日

■研究メンバー：

主査 森反章夫

幹事 濱田甚三郎

委員 江田隆三 大月敏雄 小泉秀樹

■研究事項（活動計画）

東日本大震災の被災地の現地調査を基本とする。そのうえで、以下の項目に着目する。

- 1) 被災地全域における応急仮設住宅の建設実態と問題点の検討
- 2) 「仮設市街地構想」からみた災害救助法の問題点の検討
- 3) 地域型自力仮設住宅の建設の実態(岩手県が中心か)

■結果のまとめの予定（情報発信）

都市住宅学会でのワークショップ

予算 18万円